



宮 崎 県 公 報

令和4年8月12日(金曜日) 第331号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

○宮崎県民生委員の定数に関する規則の一部を改正する規則……………(福祉保健課) 1

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(障がい福祉課) 1
- 林業用種苗生産事業者の登録……………(森林経営課) 2
- 道路の区域の変更……………(道路保全課) 2

公 告

- 土地改良区の役員の就退任の届出(2件)……………(農村整備課) 2
 - 土地改良区の定款変更の認可……………(") 3
 - 土地改良区の土地改良事業計画変更の認可……………(") 3
 - 基本測量の実施の通知……………(管理課) 3
 - 公共測量の実施の通知……………(") 3
 - 落札者等の公告……………3
- 公安委員会公告**
- 警備員指導教育責任者講習の実施について……………3

規 則

宮崎県民生委員の定数に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第38号

宮崎県民生委員の定数に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県民生委員の定数に関する規則(平成27年宮崎県規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
<p>宮崎県民生委員の定数を定める条例(平成27年宮崎県条例第10号)第2条の規定により規則で定める民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるとおとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日南市</td> <td>173人</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市町村	定数	[略]		日南市	173人	[略]		<p>宮崎県民生委員の定数を定める条例(平成27年宮崎県条例第10号)第2条の規定により規則で定める民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるとおとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日南市</td> <td>174人</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市町村	定数	[略]		日南市	174人	[略]	
市町村	定数																
[略]																	
日南市	173人																
[略]																	
市町村	定数																
[略]																	
日南市	174人																
[略]																	

附 則

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

告 示

宮崎県告示第518号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

令和4年8月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550200812	遊ことば	都城市姫城町11街区29号 204号室	アンドハナ合同会社	都城市妻ヶ丘町7街区1号	令和4年8月1日	保育所等訪問支援事業

宮崎県告示第 519号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和4年8月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事務所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1403	株式会社M&Y Dreamファーム 宮崎県都城市下川東二丁目10号15番地2	採取	幼苗の育成	株式会社M&Y Dreamファーム 宮崎県都城市下川東二丁目10号15番地2

宮崎県告示第 520号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年8月12日から同年同月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別		延長 (メートル)
				敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	
1	県道	小林えびの高原牧園線	えびの市大字末永満谷 国有林3055 と林小班地 先から同市同大字字白鳥1495番5 地先	旧	13.1~ 20.3	535.4
				新	13.1~ 20.3	535.4
					15.5~ 28.6	333.2

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、吉野堤内土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和4年8月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
監事	上杉好美	宮崎市大字吉野99番地6

(任期：令和6年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
監事	八鳥満宏	宮崎市大字堤内 121番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、杉安堰土地改良区（西都市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和4年8月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	橋口久徳	西都市大字南方4592番地
理事	壹岐君信	西都市大字南方5293番地
理事	緒方一郎	西都市大字南方1027番地
理事	渡邊公智	西都市大字南方1452番地
理事	横山光秀	西都市大字三宅4621番地口
理事	山内一徳	西都市大字三宅 821番地
理事	日高仁二	西都市大字右松 647番地
理事	日高孝伸	西都市大字岡富 633番地3
理事	遠山 昭	西都市大字黒生野2236番地
監事	沼口数敏	西都市右松5丁目19番地
監事	矢野裕一	西都市大字南方3876番地
監事	吉野憲二	西都市大字三宅 169番地
監事	甲斐公明	西都市上町1丁目66番地

(任期：令和8年7月12日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	橋口久徳	西都市大字南方4592番地
理事	菊池祥治	西都市大字右松 608番地
理事	鬼塚長幸	西都市大字三宅2157番地
理事	壹岐君信	西都市大字南方5293番地
理事	渡邊史朗	西都市大字南方1407番地ロ
理事	緒方一郎	西都市大字南方1027番地
理事	黒木秀雄	西都市大字童子丸 461番地イ
理事	伊東英伸	西都市大字岡富 581番地
理事	弓削和栄	西都市大字黒生野1564番地
監事	沼口数敏	西都市右松5丁目19番地
監事	寺原武文	西都市大字三宅1370番地
監事	矢野裕一	西都市大字南方3876番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、上野地区土地改良区(高千穂町)から令和4年4月5日付で申請のあった定款の変更を認可した。

令和4年8月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、上野地区土地改良区(高千穂町)の土地改良事業計画(維持管理事業)の変更を認可した。

令和4年8月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和4年8月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 作業の種類
基本測量(水準測量)
- 作業地域
串間市
- 作業期間
令和4年9月5日から令和5年2月28日まで

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎市長から次のとおり通知があった。

令和4年8月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 作業の種類
公共測量(デジタルカラー撮影、地図情報レベル1000)
- 作業地域
宮崎市全域
- 作業期間
令和4年7月21日から令和5年3月31日まで

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和4年8月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
細島港曳船作業等業務 1式
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県県土整備部港湾課空港・ポートセールス担当
宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 落札者を決定した日
令和4年7月20日
- 落札者の氏名及び住所
細島港荷役振興株式会社 日向市大字日知屋 17731番地2
- 落札金額
323,848,800円
- 一般競争入札の公告を行った日
令和4年5月23日

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第26号

警備業法(昭和47年法律第117号)第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和4年8月12日

宮崎県公安委員会委員長 島津久友

- 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種類	警備業務の区分	講習の実施日	定員
追加取得講習	3号警備業務	令和4年11月9日(水) から11月11日(金)まで	15人

- 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
宮崎県技能検定センター
電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署、又は受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
3号警備業務（追加取得講習）	令和4年9月26日（月）から10月7日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し

5 手数料

受講申込み時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種類	警備業務の区分	手数料
追加取得講習	3号警備業務	14,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（代表電話0985-28-0518）に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。

(3) 公示後、社会情勢の変化により、講習実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。

(4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。